

発達障がい専用の手帳はありますか？

発達障がいは生まれつきの特性で「病気」とは異なります。自閉スペクトラム症、注意欠陥多動症、学習障がい、チック障がいなどを含む幅広い概念のことです。発達過程やライフステージなどで困りごとや特性が強くなり、初めて分かるケースがほとんどです。その特性から「困った人」と捉えられてしまうこともあります。その人が「困っている」ことに早く気づき、周りが理解し、一人ひとりに合った対応をすることが、とても大切です。

「発達障がい者手帳」というものは、存在しませんが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳に該当する場合があります。

それぞれの障がいの特性



お子さんが受けられる支援

CHECK /

療育 発達支援

療育は「発達支援」ともいわれ、障がいのある子どもを支援することです。もともとは身体障がいのある子どもに対する支援とされていましたが、現在は発達障がいや知的障がいなど、一般的な障がいを持つ子どもに対してアプローチします。

療育の目的

療育の目的は、障がいのある子どもの発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるようにすることです。将来的に社会的に自立した生活を送れるよう、子どもの障がいの程度や特性に合わせて、さまざまな方法で支援します。児童福祉法では、「心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と規定されているため、子どもの意思を尊重し、本人の最善の利益を考慮して行われなければなりません。

療育は子どもに対するアプローチだけではない

療育は子どもの発達・自立支援と同時に、家族への支援も重視しています。子どもを育てているのは家族です。そのため、障がいの特性や段階に応じて「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本とした支援を行うことで、子ども本人にも良い影響を与えることが考えられます。保護者は、わが子の成長をいっしょに見守ってくれる専門家がそばにいることで安心して子育てに向き合うことができます。

療育の種類

療育では、子どもの現在の困りごとや発達の状況、障害の特性に応じて、個別の支援計画を作成し、支援を進めていきます。応用行動分析学(ABA)やTEACCH、絵カードを使ったPECS、作業療法(OT)、理学療法(PT)、言語聴覚療法(ST)など、専門的なプログラムのもとで、トレーニングしていくこともできます。

尚、公的な療育を受ける場合、自治体から発行される「受給者証」の申請が必要になります。受給者証の取得方法や、お子さんが受けられる支援については、次からのページを参考にしてください。